

### 1 計画策定の趣旨

「配偶者からの暴力（以下「DV」という。）」（※1）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向にあることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このため、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成13年（2001年）4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定され、平成19年（2007年）7月の第2次改正では、保護命令制度の拡充に加え、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定と配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談センター」という。）の設置が、市町村の努力義務となるなど、市町村に対し、DV防止施策のより一層の充実が求められることとなりました。

本市における相談件数は、平成16年度（2004年度）は634件でしたが、平成20年度（2008年度）は、936件と大幅に増加するなど様々な問題が顕在化してきています。

また、近年、配偶者間だけでなく、「婚姻関係のない交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）」も非常に深刻な問題となっています。

これらの問題に対応するために、新たに「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定し、計画に基づく諸施策を推進することにより、DVのない社会の実現を目指します。

### 2 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づき、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に即し、広島県の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を勘案して策定する市町村計画とします。

なお、デートDV対策の重要性を考慮して、デートDVに関する施策についても記述しています。（※2）

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度（2010年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

なお、計画の取組状況や社会情勢の変化、DV防止法の改正及び基本方針の改定状況等を踏まえて、計画の中間年である平成27年度（2015年度）に計画の見直しを行います。

#### ※１ 配偶者からの暴力（ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス）

- ◆ この計画の「配偶者」とは、ＤＶ防止法の定義と同義としており、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）に引き続き暴力を受ける場合も含みます。
- ◆ この計画の「暴力」とは、ＤＶ防止法の定義と同義としており、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力など）を指します。

#### ※２ 本計画における「デートＤＶ」の取扱い

デートＤＶについては、近年、非常に深刻な問題となってきたこと、さらに、将来のＤＶにつながりやすいという側面があり、ＤＶ防止のうえからも早急な対応が必要であることから、この計画の「基本目標１ 配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成」及び「基本目標２ 被害者への相談支援の充実」において、具体的施策を掲げて取り組みます。